

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、4月21日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下川崎字三入地内にある畑2筆、面積2,431㎡でございます。 農地の現況は耕うん管理されており、耕作可能な状況です。 借受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではサツマイモ、ジャガイモなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については車で約8分ですので、特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この賃貸借権設定は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 借受人は、入間市在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、4年の経験があります。

	借受人からはサツマイモ、ジャガイモなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約8分の場所ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年4月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台をを所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、何かご意見、ご質問等ございますか
1 番	借受人の年齢を教えてください。
事務局	●●歳です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推6番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について、4月21日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字小岩井字堂平地内にある畑2筆927㎡で、現況は、耕うん管理されている他、除草されている状況です。 借受人は、申請地を借受け農業経営を開始するために申請されるということです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ネギ、トマトなどの露地野菜を作付けすることです。 また、通作については車で約20分の場所とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、借受人への賃借権設定については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、須田重雄推進委員の説明のとおりです。 借受人は、入間市在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、4年の経験があります。 借受人からはネギ、トマトなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約20分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年4月6日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農

	地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大河原佐智子委員、何かございますか。
3 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	今回、許可申請の整理番号 3－1 と 3－2 について、同一の借受人となると思います。 その中で、許可申請の整理番号 3－1 は、労力総数、稼働数ともに 2、許可申請の整理番号 3－2 は、労力総数、稼働数ともに 3 となっていますが、違いを教えてください。
事務局	許可申請の整理番号 3－2 については、整理番号 3－1 の 2 名とは別に市内在住の方が 1 名いることから、3 名となります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－3について、4月21日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字飯能字滝ノ上地内にある畑1筆704㎡で、現況は、除草されている状況です。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、びわ、栗などの果樹などを作付けするということです。 また、通作については車で約4分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、須田重雄推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、茜台地内で農業を営んでおります。 このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、8年の経験があります。 譲受人からはびわ、栗などの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約4分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年4月6日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台や鍬、レーキなどの農具を複数所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました大河原佐智子委員、何かございますか。
3 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について、地区担当委員の田島慎司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 7 番	農地法第 3 条の整理番号 3－4 について 4 月 1 7 日、肥沼健一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字長沢字西風影地内にある畑 2 筆 1， 3 2 2 m²で、現況は、耕うん管理されている状況です。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、サツマイモなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については拠点から車で約 5 分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

	現地の状況につきましては、田島慎司推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、東京都町田市に自宅がありますが、大字長沢地内に所有する 住宅と合わせて、二拠点で生活をしています。 このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、10年の経験があります。 譲受人からはサツマイモなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、拠点から車で約5分の場所ですので問題は ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年4月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、草刈機1台の導入を予定しており、ま た万能鍬などの農具を複数所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2 項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農 地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議 案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－4について、 何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請 の整理番号3－4について、許可するものとして賛成の方は挙手を願いま す。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審 議を行います。 事務局より、説明をお願いします。

事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	農地法第5条の整理番号5－1について、4月21日、小谷野伸一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字川崎字下原地内にある畑1筆139㎡です。 農地の現況は、保全管理されていました。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、申請地に隣接する借家に妻と子どもと5人で生活をしております。 このたび、居住する住宅を譲り受けることとなり、取得に向けて手続きを進めていたところ、申出地が農地であることが発覚しました。引き続き、現在の居住地で生活するために申請地を宅地への進入路として利用したく、申請をするものです。 申請年月日は、令和8年4月6日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある、農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小

	限と認められるもの」と判断できます。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、資金調達計画として、土地購入費、造成費に対し、土地購入費は支払い済みであり、造成費は自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことではないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	確認ですが、申請地に隣接する農地2筆については、今回の譲受人の所有地という理解でよろしいでしょうか。
事務局	お質しのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和8年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。